

6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務委託 事業者選定審査要領

この要領は、「6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務（以下、「本業務」という。）」の契約優先交渉権者を選定するため、企画提案等の審査に関し必要な事項を定めるものとする。

1 審査の対象となる事業者

審査の対象となる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本業務に係る公募型プロポーザル実施要領の「3 参加資格」に掲げる要件をすべて満たす者。
- (2) 本業務に係る公募型プロポーザル実施要領の「5 企画提案手続き等に関する事項」に掲げる書類を、提出期限までにすべてを提出した者。

2 審査の方法

(1) 一次審査（書類審査）

担当部局により書類審査を行い、応募書類の不備、欠格事由等に該当がなく、応募者が5者未満のときは全員を一次審査通過とする。なお、応募者が5者以上のときは、提出された書類の「会社概要等整理表、受注実績等整理表、予定技術者の経歴等」を踏まえ、実績等の内容や数が優位な4者程度を一次審査通過者として選定する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

応募者による企画提案書類に基づくプレゼンテーションを行い、審査委員会（6次産業化推進拠点施設運営組織組成伴走支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会）によるヒアリング（質疑応答）を行った上で、下記の「3 評価項目及び配点」に基づき、審査を行う。

3 評価項目及び配点

評価項目	評価内容	配点
(1) 業務実績	・本業務に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を本業務に活かされることが期待できるか。	20点
(2) 理解度 (業務の基本方針)	・本業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか。	20点
(3) 実施体制	・業務遂行に必要な体制が確保されているか。十分な経験や能力を有する者を配置しているか。	20点

(4) 実施計画	・業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか。(業務フロー及び工程含む)	20点
(5) 提案内容 (各項目に関する手法等の提案) (具体的内容)	①運営組織の組成及び実働に向けたロードマップの整理 ②運営組織組成に向けた調査・分析 ③運営組織組成に向けたアクションプランの策定 ・組織ビジョンの設定(地域課題に基づく経営方針、経営戦略) ・効率的な意思決定プロセスの整理 ・財政方針、運営方針の整理 ・関係者との連携内容の整理 ・事業パートナーの抽出及び交渉支援 ・既存の地域振興事業との関連性の整理 ④検討会議の支援 ・庁内検討委員会の運営支援 ・打合せの実施 ⑤交付金等の取得に係る支援 ⑥その他事業化計画に係る検討	100点
(6) 見積価格	・業務実施内容と整合性が取れた適正な経費の積算による見積りがなされているか。	20点
合 計		200点

※審査結果における合格基準は、審査委員の合計得点の6割以上とし、合格基準に達する者がいない場合は、本審査での選定は行わないものとする。

4 契約優先交渉権者決定に関する特記事項

- (1) 各審査委員の採点を集計し、点数の最も高い事業者を「契約優先交渉権者」として選定し、2番目に点数の高い事業者を「次点交渉権者」とする。
- (2) 審査結果における合格基準は、審査委員の合計得点の6割以上とし、合格基準に達するものがいないときは、本プロポーザルでの選定は行わないものとする。
- (3) 審査の評価が同点のときは、審査委員会で協議の上、「契約優先交渉権者」及び「次点交渉権者」を選定する。
- (4) 応募事業者が1者のみであっても、二次審査を実施し審査員委員の合計得点が6割以上のときは、「契約優先交渉権者」として選定する。ただし、審査委員会が定める基準に満たないときは、審査の結果「該当者なし」とし、再度公募を行うことがある。